宿泊施設の客室に係る東京都福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル」改正案

【凡例】●遵守義務となる整備基準 ○努力義務となる整備基準 ◎望ましい整備

【出典】A・G・・・Tokyo2020アクセシビリティガイドライン(H29.3 (公財)オリ・パラ大会組織委員会) 建築・・・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(H29.3 国土交通省)

BFガイドライン・・・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン・バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編(H30.3 国土交通省)

BF法施行令・・・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(H30.10 国土交通省)

1 建築物編

番号	ページ	項目	新	IΒ	出典
1	102	■整備基準(遵守基準)	●宿泊施設には、車いす使用者用客室を、当該宿泊施設の客室の全客室数が50室以上の場合は、当該客室に1/100を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上設けなければならない。	●宿泊施設には、客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を1以上 設けなければならない。	B F法施行令
2	104	■望ましい整備 (1) 客室の出入口 (戸)【新設】	○ドアにはU字レバータイプやプッシュハンドル等の操作しやすいハンドルを取り付ける。○開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。	_	A·G 建築
3	104	■望ましい整備 (1) 客室の出入口 (戸)【新設】	◎ドアクローザーは、軽い力で動きを停止でき、開閉速度が調整できるものとする。	_	A·G
4	104	■望ましい整備 (1) 客室の出入口 (戸)【新設】	◎ ドアスコープは、一般客室と同じ高さのほかに、床面から100~120cm程度の車いす使用者が見やすい高さに設ける。又は、ドアの外部を確認するモニターを設けるよう配慮する。	_	A·G 建築
5	104	■望ましい整備 (1) 客室の出入口 (戸)【新設】	◎ドアの内側には、大きな文字で色にコントラストを付けた、避難情報及び避難経路の表示サインを低い位置に掲示する。また、漢字以外にひらがなや外国語を併記するとともに、図記号を使用するなど、高齢者や障害者等に分かりやすく表示する。	_	A·G 建築
6		■望ましい整備 (2)ベッド周辺	◎客室内にテレビを設置する場合には字幕放送の表示が可能なものとする。	◎客室内にテレビを設置する場合には、聴覚障害者に配慮し、文字放送に対応できるものとする。	建築
7		■望ましい整備 (3)構造【新設】 スイッチ及び操作パネル類	◎スタンド・ランプのスイッチは分かりやすい場所に設け、誰でも操作しやすい構造のものとする。また、スイッチ類を遠隔操作できるリモコンを設置する。	_	A·G
8		■望ましい整備 (3)構造【新設】 家具及び仕上げ	◎ベッド脇のテーブルには、車いすのフットサポート等の先端がぶつからないスペースを設ける。それ以外のテーブルには、車いす使用者の膝下部分がぶつからないスペースを設ける。		A·G
9		■望ましい整備 (3)構造【新設】 窓及びガラス戸	◎ベランダに通じる出入口がある場合は、車いす使用者等が利用できるよう、幅 (85cm以上)や段差等について配慮する。	_	A·G

10	■望ましい整備 (3)構造【新設】 窓及びガラス戸	◎窓やカーテン等は、車いす使用者も開閉できるよう床面から110cm程度の高さで操作できるようにする。		A·G
11	■望ましい整備 (4)既存客室の改善・改修 【新設】 車いす使用者用客室	◎客室内に車いすの回転スペース等を確保したり、車いす使用者用便房・浴室を設置するためには、一定の客室の広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室とし、室の間取りを変更する。	_	建築
12	■望ましい整備 (4)既存客室の改善・改修 【新設】 車いす使用者用客室	◎ 既存客室より便所・浴室の床が高い等の場合には、改善・改修によって車いす使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとあわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設ける。	_	建築
13	■望ましい整備 (4)既存客室の改善・改修 【新設】 一般客室	◎一般客室の改善・改修に当たっては、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるように環境を整えることが重要である。また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、備品の貸出や人的対応などソフト面での対応の充実を図ることも重要となる。	-	建築
14	■望ましい整備 (4)既存客室の改善・改修 【新設】 一般客室	◎ 限られた空間で必要なスペースを確保できるよう、室の間取りの変更等に加え、 家具の配置を変える。		建築
15	■望ましい整備 (4)既存客室の改善・改修 【新設】 一般客室	◎ 便房・浴室等の出入口の段差解消や必要なスペースを確保するためには、ユニットバスの交換や戸の形式を引き戸や外開き戸とする等の方法も検討する。	_	建築
16	■望ましい取組 (5)ソフト面の工夫【新設】	◎ 視覚に障害のある人が客室を1人で使用する場合は、スタッフが客室内の家具の 位置や館内における施設の位置情報、緊急時の避難方法を案内時に説明する。		A·G
17	■望ましい取組 (5)ソフト面の工夫【新設】	 ◎障害者等が車いす使用者用客室等を円滑に利用できるよう、次の情報についてホームページ等により事前の情報提供を行う。 ・車いす使用者用客室等の有無及び客室の概要 ・備品等の貸出の有無 ・出入口(客室、浴室、便所)の幅や客室内の通路等の寸法 ・客室内の設備、備品の配置や大きさ等が分かる平面図及び写真 ・客室や施設全体のバリアフリー状況等の情報 ・室内の設備の使用方法 ・スタッフによる対応の有無や、対応する内容及び受付方法 		建築

18	■望ましい取組 (5)ソフト面の工夫【新設】	◎客室内の聴覚障害者への連絡を円滑に行えるよう、振動等で受信できる装置や FAX等の機器の貸し出し、携帯電話等のメールによる各種情報の配信等を行う。		A・G 建築
19	■望ましい取組 (5)ソフト面の工夫【新設】	◎補助犬ユーザーがホテルを利用する場合、補助犬の種類を確認した上で、排泄場所、受け入れの範囲と方法等を宿泊者に説明する。		A·G
20	 ■望ましい取組(5)ソフト面の工夫【新設】	◎車いす使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、緊急時・災害時等の情報伝達や誘導、救助等を速やかに行える位置の客室に案内する。また、障害者等が宿泊する客室の位置について、スタッフが十分に把握する。		建築
21	 ■望ましい整備 その他の注意事項	◎車いす使用者用客室を設ける場合は、エレベーターからできるだけ近い位置に設ける。	_	建築